

# KNC NETWORK NEWS

2017年11月18日 発行

**経営一言:** お客様の喜びを成長の糧とし、強くて、しなやかで、魅力ある企業を目指していきます。 (井村屋グループ会長(CEO) 浅田 剛夫氏)

**一 所長コメント:** 今の客様を大切に良い商品・サービスを提供し喜びを与え続けることが、信頼を得ることとなり、また、固定客をつくっていくことになる。-



(有)北野財經システム  
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル 707号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
http://kncc.co.jp

## 気になる記事: 財務省案 高所得の会社員、増税。給与控除縮小、基礎控除は拡大

財務省は2018年度税制改正での所得税改革案を与党に提案する。会社員の給与収入から差し引ける給与所得控除を縮小する一方、全納税者に適用する基礎控除を引き上げる。年収800万~900万円を上回る会社員は増税となり、フリーランスなど請負契約で働く人らは減税。働き方の多様化に対応する措置だが、給与所得控除は会社員しか対象にならず、財務省は働き方により生じる格差を埋めるには同控除を縮小する必要があるとみている。

## おケイコ授業料、消費税非課税のハードル 《税務》

趣味と実益を兼ねた「料理教室」や「英会話」、仕事に役立つ「ビジネス資格系講座」などが人気ようです。

こうした一般社会人向けカルチャースクールや学習塾の授業料は、一定の要件をクリアすることで消費税が非課税になります。

一定条件とは、①修業年限が1年以上、②1年間の授業時間数が680時間以上、③教員数を含む施設などが生徒数からみて十分であること、④年2回を超えない一定の時期に授業が開始され、その終期が明確に決められている、⑤学年または学期ごとにその成績の評価が行われ、成績考査に関する表簿などに記載されている、⑥成績の評価に基づいて卒業証書または修了書が授与されていること—という6つになります。

消費税は、商品の販売だけでなく、サービスの提供などあらゆる取引が課税対象ですが、「学校」「専門学校」および「6要件をすべて満たす各種学校」での教育については、社会の政策的配慮により、授業料だけでなく入学検定料、入学金、施設設備費、在学証明書などの手数料、検定済教科書などの教科用図書の譲渡が非課税となっています。

ただし、非課税なのはあくまで前記のものだけで、補助教材などには課税されます。企業では仕事で必要な資格を取らせるために従業員を学校に通わせるということがありますが、そのレベルだとほぼ課税扱いと考えていいでしょう。

## 免税事業者から課税事業者になった年の仕入税額

### 《税務》

新たに消費税の課税事業者になった年に、免税事業者だった期間に仕入れた商品が在庫として残っているとします。商品を仕入れる際には免税事業者だったため支払分の消費税分を税額控除していないにもかかわらず、商品販売時には課税事業者になったので売上分の消費税が課税されてしまいます。そのため、免税事業者の期間の仕入れた商品や材料などの棚卸資産分の消費税額は、課税事業者になったときに売り上げた分の消費税額から控除できることになっています。

商品や材料の在庫を抱え、かつ1千万円前後の売上で推移している事業者は、免税事業者から課税事業者になった年に必ず在庫分の税額控除をするようにしましょう。ただし、課税事業者となったときに簡易課税の適用を受けた事業者はこの規定を適用できません。

## 従業員を大切に扱う 《経営》

中国古典の『中庸』に(以下、金谷治訳注・岩波文庫による)、「凡そ天下国家を為(おさ)むるに、九経あり」とあります。九経とは九つの原則で、その一つに「百工を来(ねぎら)うなり」(もろもろの工人を温かくねぎらうと、財物や日用器物がたくさん作られて満ち足りる)があります。2千年以上前の文献で、働く人(工人)を大切にすることが天下国家を安泰にする九原則の一つだということです。

経営者と面談をしていて感じる事があります。因果関係が反対かもしれませんが、業績が良好で経営理念やビジョンが明確な事業所は従業員の処遇が優秀である事が多いようです(ここでは給与水準が高いだけでなく、定年や継続雇用制度が従業員から歓迎されていたり、福利厚生等が整備されていたりします)。経営者が従業員の労働環境や生活環境に強い関心を持つ会社は、勤労意欲や人間性豊かな人が多く、職場の定着率が高いようです。人は自分に関心を持ってくれる人や組織を重視し、利害からだけでなく、心から貢献したいと願うものです。

因みに、冒頭の九原則の中には、他に「庶民を慈しむなり」(庶民をいつくしむと、万民すべてが君のためによく働く)、「遠人を柔ぐるなり」(遠い異国の人がとをやわらげると、四方の国ぐにが帰服する)等があります。

## 住宅取得資金の贈与と相続時精算課税 《相続》

2500万円までの贈与税が非課税になる「相続時精算課税」は、60歳以上の父母(祖父母)が20歳以上の推定相続人である子(孫)の贈与した際に適用できる制度です。ただし、住宅の取得資金の贈与で、かつ平成33年までにお金を渡せば、父母や祖父母が60歳未満でも相続時精算課税を使えます。

相続時精算課税制度では、2500万円の控除額を超えた贈与には、一律20%の税率で課税されます。その後、贈与した人が死亡した際に、贈与財産と相続財産とを合算した額を基に相続税額を計算することになります。

なお、住宅の取得資金の贈与では、相続時精算課税制度に加え、取得時期や住宅の種類に応じて一定額の贈与税が非課税になる住宅取得資金贈与の特例も併用できます。